

班長の仕事

1. 会員数の確認
引き継ぎを受けたら、最初に班の会員調査を行う。世帯主、電話番号、人数等を確認し名簿をブロック長に報告する。
2. 町内会費の集金 町内会費は、月額600円（運営費350円、排雪費250円）
第1四半期（4～6月）1,800円
第2四半期（7～9月）1,800円
第3四半期（10～12月）1,800円
第4四半期（1～3月）1,800円
各四半期の中間月の15日までに集金する。（5・8・11・2月）
集金は各戸を訪問しに配布されている領収書に捺印、班長控えに記入、会費はブロック長まで収める。
3. 町内清掃
春、秋実施、当日は9時までに集合。
4. 葬儀
不幸があった場合、班長はブロック長に連絡する。お手伝いが必要な場合もある。
5. 街路灯
街路灯が消えている場合、街路灯にある番号等をブロック長に連絡する。
6. その他
 - ・ 広報さっぽろ、屯田、ひまわりの各戸配布
 - ・ 回覧は各戸配布、普通回覧（回覧表の作成）
 - ・ 江南神社祭典の奉賛金集金の実施
 - ・ 班長以上の役員会（年2回程度）、自主防災・福祉の町への参加
 - ・ 定期総会、三町内夏祭り、新年会等への協力
 - ・ その他町内会の行事、ブロック長からの依頼への協力
 - ・ 班長の任期は1年間とし、特別の理由がない限り回覧版順に引き継ぐ